

令和6年度 2回目 医療法人設立認可説明資料

令和6年12月

大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課
大阪市保健所保健医療対策課

1

目 次

1. 医療法人制度について
2. 医療法人になると発生する義務・制約
 - (1) 運営主体は個人から法人へ
 - (2) 法令に基づく手続き(届出・申請)が必要
 - (3) 透明性の高い医業経営の実施
 - (4) 利益配当の禁止
 - (5) 安定した経営のための制限
3. 医療法人の設立に係る所管庁の指導方針(主なもの)
4. 医療法人設立までの流れ
5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点
6. 医療法人設立認可スケジュール

次のスライド: 令和4年度以降の申請の主な変更及び注意点等

2

令和4年度以降の申請の主な変更及び注意点等

■診療所で使用する物品は基金として拠出すること

- 診療所で使用する建物附属設備、医療機器、器具備品のうち、設立者(院長含む)が所有しているものは基金として拠出すること。
なお、減価償却計算書の提出は必須とする。
- 拠出する資産が無い場合を除き、現金のみの拠出による医療法人設立はできない。
- 医療機器等についてリース契約を結んでいる場合は、従前どおりリース契約の引継ぎが可能。ただし、リースしている物品を資産計上している場合は、減価償却計算書を提出すること。
- 診療所用の土地・建物については、従前どおり賃貸借契約又は基金拠出が可能。

3

令和4年度以降の申請の主な変更及び注意点等

■新たに「職員給与等内訳表」を必ず提出すること

- 「収支予算書(様式13-1)」における職員給与及び役員報酬の算定が適正であるかを確認するため、「職員給与等内訳表(様式13-2, 3, 4)」を必ず提出すること。
- 職員給与及び役員報酬含め、収支予算書の計上額に疑義がある場合は、従前どおり、個人診療所の確定申告書の写しを参考書類として求める場合がある。

■様式・作成例について

- 必ずすべての様式を新たにダウンロードして作成すること。過去の様式で提出された場合は再提出となる。
- 特に「収支予算書・職員給与等内訳表(様式13-1, 2, 3, 4)」と、「役員及び社員の名簿(様式17)」については、書類及び記載すべき項目の追加があるため注意。

4

1. 医療法人制度について

2. 医療法人になると発生する義務・制約

3. 医療法人の設立に係る所管庁の指導方針(主なもの)

4. 医療法人設立までの流れ

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

6. 医療法人設立認可スケジュール

5

1. 医療法人制度について

■ 医療法人制度の目的

⇒ 資金の集積を容易にし、
地域における医療の永続性を確保すること

■ 医療法人に求められる責務

医療法人は、医療法に基づき設立する「**非営利の法人**」であり、医療法では以下の責務を果たすよう定められている。

- 自主的に運営基盤の強化を図ること
- 提供する医療の質の向上及び運営の透明性の確保を図ること
- 地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めること

6

1. 医療法人制度について

2. 医療法人になると発生する義務・制約

3. 医療法人の設立に係る所管庁の指導方針(主なもの)

4. 医療法人設立までの流れ

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

6. 医療法人設立認可スケジュール

7

2. 医療法人になると発生する義務・制約

医療法人になると、個人事業主の時とは異なり、以下のような義務・制約が生じることになる。

(1) 運営主体は個人から法人へ

(2) 法令に基づく法人運営・手続きが必要

(3) 透明性の高い医業経営の実施

(4) 利益配当の禁止

(5) 安定した経営のための制限

8

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(1) 運営主体は個人から法人へ

- ① 現在運営している個人開設の診療所は令和7年8月31日付で廃止し、医療法人が運営する診療所として、令和7年9月1日に新規開設する。
(診療所の開設者は医療法人であり、個人ではない。)
- ② 医療法人の事業計画や予算・決算の承認、役員の選任、定款の変更など、重要な事項は社員総会や理事会の承認が必要。
(今までのように、個人の判断だけで運営できない。)

9

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(1) 運営主体は個人から法人へ

- ③ 法人の運営は「定款」に基づいて行うことになる。
定款は医療法人の組織、運営等に関する基本を定めたもの。
定款に反した運営は所管庁による指導の対象。

【所管庁】

- **大阪市内のみ**で診療所等を開設している場合
⇒ 大阪市保健所長(大阪市保健所 保健医療対策課医療法人グループ)
- **大阪市以外**の市町村で診療所等を開設している場合
⇒ 大阪府知事(大阪府健康医療部保健医療室 保健医療企画課医事グループ)

10

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(1) 運営主体は個人から法人へ

- ④ 定款の記載内容(実施事業等)を変更する場合は、原則として
事前に所管庁に申請を行い認可を受ける必要がある。
(認可前に新しい事業を開始することは医療法違反になる。)
※ 分院等の開設は、医療法人としての経営が安定してから行うこと。
- ⑤ 安定した法人運営を行うため、理事長就任中に、後継者となる医師を育成しておくことが重要。
- 「理事長の引退 = 法人の消滅」ではない。
個人診療所の場合は、院長引退⇒「診療所の廃止」
医療法人の場合は、理事長引退⇒「役員の辞任」であり、
「地域における医療の持続性の確保」のため、法人は存続。
- ※ 理事長の要件: 医療法で「医師または歯科医師」と規定。

11

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(2) 法令に基づく法人運営・手続きが必要

医療法人は、医療法その他関係法令に基づき、法人運営を行う必要がある。

- ① 会議の開催
予算や決算の承認を得るため、社員総会や理事会を開催。
定時社員総会は、毎年2回開催する必要がある。
- ② 監事による監査の実施
法人の業務及び財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、社員総会及び理事会に提出。
- ③ 2年毎の役員改選
役員の任期は2年とすることを定款に規定。
このため、少なくとも2年毎に役員の改選が必要。

12

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(2) 法令に基づく法人運営・手続きが必要

時期	所管庁への届出・申請
毎年	○「決算届」(<u>会計年度終了後 3月以内</u>) ○「経営情報等の報告」(<u>会計年度終了後 3月以内</u>) ○資産総額の変更登記に伴う「登記完了届」
2年毎	○役員の改選・重任に伴う「役員変更届」 ○理事長の改選・重任登記に伴う「登記完了届」
随時	○役員の就退任等に伴う「役員変更届」 ○診療所等の新規開設等に伴う「定款変更認可申請」 ○変更登記に伴う「登記完了届」

13

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(2) 法令に基づく法人運営・手続きが必要

【手続きにかかる留意事項】

- ① 各種申請、届出書類の作成や提出については行政書士等に依頼できるが、書類の内容についての責任は、最終的に法人にある。
- ② 所管庁へ届け出た書類や認可書は法人が責任をもって保管しておく必要がある。
- ③ 所管庁への提出書類の内容によっては、理事長に直接説明を求めたうえで指導する場合がある。
- ④ 理事長は、医療法人の代表者であり、法人運営全ての責任を負う。理事は、理事長が行う医療法人業務をサポートし、法人の事業運営において責任を負う。

14

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(3) 透明性の高い医業経営の実施

- ① 決算書等の公開
毎年所管庁への届出が義務付けられている決算書は、誰でも閲覧することができる。
【閲覧対象となる文書】
事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、監事監査報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書
- ② 理事長の義務
理事長は、3箇月に1回以上(※)、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する必要がある。
※ 定款で、「毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上」と定めることも可。

15

2. 医療法人になると発生する義務・制約

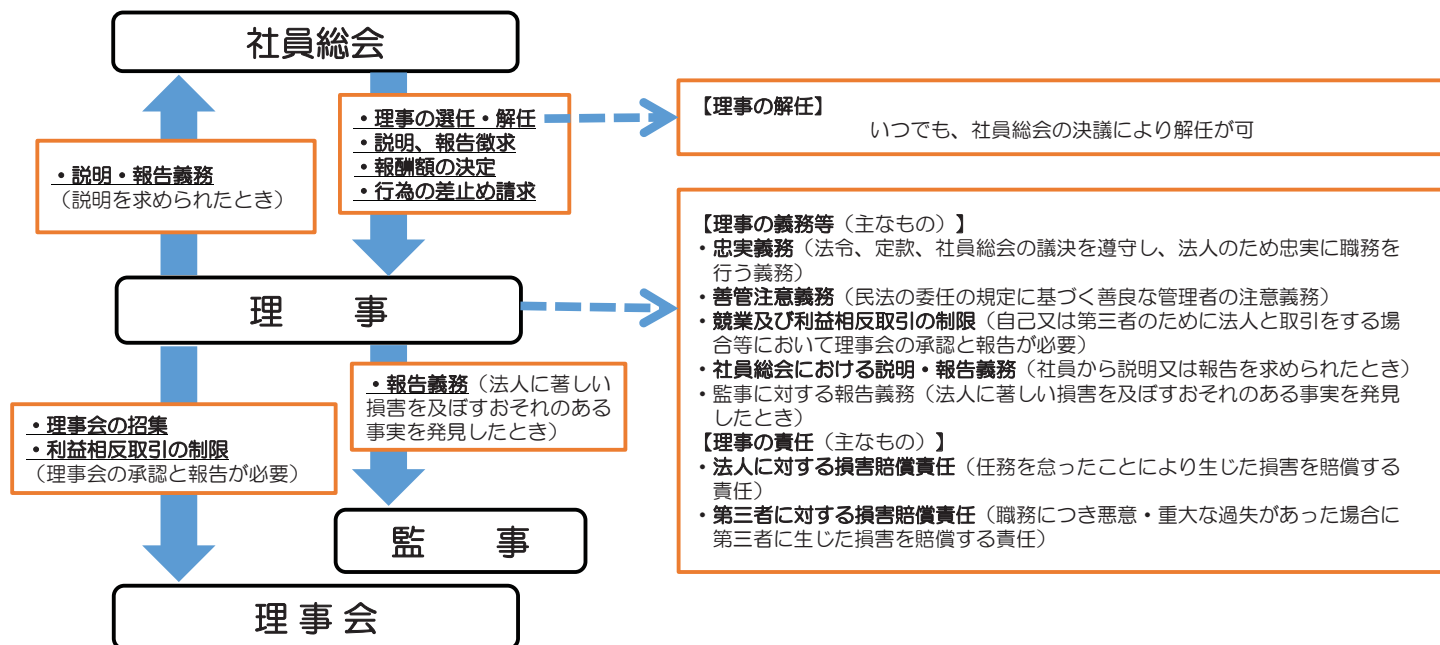
(3) 透明性の高い医業経営の実施

- ③ 理事の義務・制限・責任(主なもの)
 - ・ 医療法人の理事には、忠実義務や利益相反取引の制限等が課せられている。
 - ・ 役員は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、必要な説明をしなければならない。
このため、理事は社員総会に出席する必要有り。
 - ・ 役員がその任務を怠ったことにより医療法人に損害が生じたときは損害賠償する責任を負う。
また、その職務を行うについて悪意または重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

16

医療法人の理事(社団の場合)

○医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画する。
○また、忠実に職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがある。
※理事会の決議に参加した理事が、議事内容に異議をとめない場合は、その決議に賛成したものと推定される。



17

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(3) 透明性の高い医業経営の実施

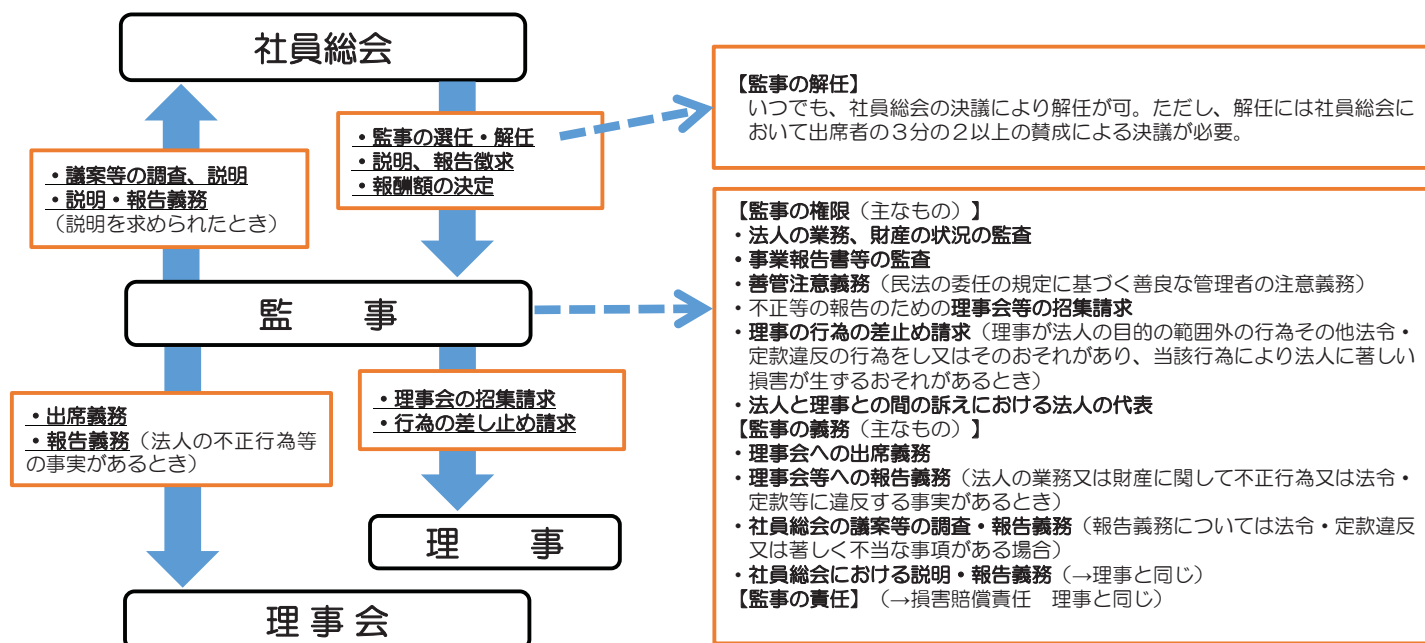
④ 監事の職務(主なもの)

- ・法人の活動内容を把握し、運営内容(業務・財務)を監査。
- ・毎年、上記監査後、監査報告書を作成し、社員総会・理事会に提出。
- ・不正・法令違反が発覚した場合には、所管庁、社員総会、理事会に報告する義務有り。
- ・**理事会への出席義務有り。**
- ・役員は、社員総会において、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、必要な説明をしなければならない。このため、**監事は社員総会に出席する必要有り。**
- ・理事が社員総会に提出しようとする議案、書類などを調査し、違反事項が判明すれば、その調査結果を社員総会へ報告要。

18

医療法人の監事(社団の場合)

○監事は、医療法人の業務、財務の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、社員総会及び理事会に提出する。
このため、監事には各種の権限が付与され、また、義務が課されている。監事が複数いる場合でも、その権限は各監事が独立して行使でき、義務は各監事がそれぞれ負うことになる。



19

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(4) 利益配当の禁止

① 医療法人は「**非営利の法人**」である。

「非営利」とは「利益をあげてはいけない」という意味ではなく、「利益の配当をしない」という意味。

医療法人の事業活動により生じる利益は、医療法人が提供する医療にのみ充てることが可能。

医療法人が利益の配当を行うことは禁止(※)されており、株式会社とは根本的に異なる。

※ 医療法第54条 (剰余金配当の禁止)

医療法人は、剰余金の配当をしてはならない。

20

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(4) 利益配当の禁止

② 配当行為の禁止・特別の利益供与の禁止

以下の事例は、実質的な配当行為、特別の利益供与として医療法に抵触し、所管庁の指導監督の対象となる。

- ・（役員等から医療法人へ土地・建物を賃貸する際）
近隣の土地建物の賃借料と比較して著しく高額な賃借料を設定する
又は 医業収入に応じた定率賃借料を設定すること
- ・ 特定のもの（役員等）に金銭を貸しつけること
- ・ 特定のもの（役員等）の債務を引き受ける
又は その債務について医療法人の資産を担保として提供すること
- ・ 福利厚生規程に基づかず、特定のもの（役員等）だけに
社宅を使用させること
- ・ 特定のもの（役員等）が私的利用する車両を所有すること
- ・ 生命保険契約等を特定のもの（役員等）に譲渡すること 等

21

2. 医療法人になると発生する義務・制約

(5) 安定した経営のための制限

- ① 非営利であるという医療法人の基本的性格を維持しつつ、活動の原資となる資金を調達し、財産的基礎の維持を図るために基金制度が設けられている。
- ② 設立者は運営に必要な財産（現金・現物）を基金として拠出するが、拠出額に応じた配当や利息はない。
- ③ 基金は、定款及び基金拠出契約書に記載された条件に該当しなければ返還できない。
- ④ 社員は、基金の拠出の有無に関わらず、社員総会で1個の議決権が与えられる。

22

1. 医療法人制度について

2. 医療法人になると発生する義務・制約

3. 医療法人の設立に係る所管庁の指導方針(主なもの)

4. 医療法人設立までの流れ

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

6. 医療法人設立認可スケジュール

23

3. 医療法人設立に係る所管庁の指導方針(主なもの)

(手引きP5、6参照)

■ 役員及び社員

- ・ 法的責任を負う職責に鑑み、未成年者が役員に就任することは認められない。
- ・ 取引関係にある営利法人等の役員が医療法人の役員(理事・監事)に就任することは認められない。
- ・ 医療法人の役員と親族関係(役員の配偶者及び三親等以内の親族)にある者、医療法人の理事・従業員、当該医療法人と顧問関係にある個人・法人の代表者が監事に就任することは認められない。
- ・ 社員は3名以上確保すること(成年者が望ましい)。

24

3. 医療法人設立に係る所管庁の指導方針(主なもの) (手引きP6参照)

■ 基金拠出

- ・ 差入保証金等を含めた医業費用の2か月分または1千万円のいずれか高い方の金額以上を現金で拠出する必要がある。
- ・ 理事長就任予定者は、所有している医療機器や什器備品等を基金として拠出する必要がある(＝現物拠出)。
- ・ 理事長就任予定者は原則として基金拠出総額(現金拠出＋現物拠出)の50%以上を拠出すること。

■ 開設実績

- ・ 設立認可申請日(令和7年4月1日)時点で、理事長就任予定者(現診療所開設者)が1年以上診療所の形態を変えずに、安定して個人診療所を経営していること。

25

1. 医療法人制度について

2. 医療法人になると発生する義務・制約

3. 医療法人の設立に係る所管庁の指導方針(主なもの)

4. 医療法人設立までの流れ

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

6. 医療法人設立認可スケジュール

26

4. 医療法人設立までの流れ

(手引きP3、4参照)

設立総会開催までの事前準備

- 「医療法人設立認可申請の手引き」、「医療法人設立認可申請の様式作成例」及び「医療法人設立認可申請Q&A」の確認
- 定款(案)の作成 ⇒ 動画視聴後～設立総会開催日まで
- 印鑑登録証明書、不動産全部事項証明書(登記簿謄本)
⇒ 1/1～設立総会開催日まで
- 残高証明書(基準日:1/1～設立総会の前日まで ※拠出者の全員が同じ日付
名義:個人名義 **※診療所名が付いたものは不可**)
⇒ 1/1～設立総会開催日まで
- その他契約書等必要書類 ⇒ 動画視聴後～設立総会開催日まで
※負債の引継ぎ、賃貸借契約書等については、必ず事前に相手方と書面を調整のうえ、内諾を得ること。

設立総会の開催

27

4. 医療法人設立までの流れ

(手引きP3、4、8参照)
(作成例P13～17参照)

設立総会の開催

【議事進行例】

- ①設立の承認
- ②社員の確認
- ③定款の承認
- ④**設立代表者の選任**
- ⑤**基金引受申込、設立時の財産目録の承認[借入(負債)引継、リースの名義変更含む]**
- ⑥事業計画・収支予算の承認
- ⑦役員の選任
- ⑧**不動産の契約**

【注意点】

- 設立代表者は、理事長就任予定者とする。
- 医療法人によって、基金拠出の内容、負債の引継、リース名義の変更、不動産の契約形式が異なるので、状況に即した形で、議事の進行をすること。

仮申請書類の提出

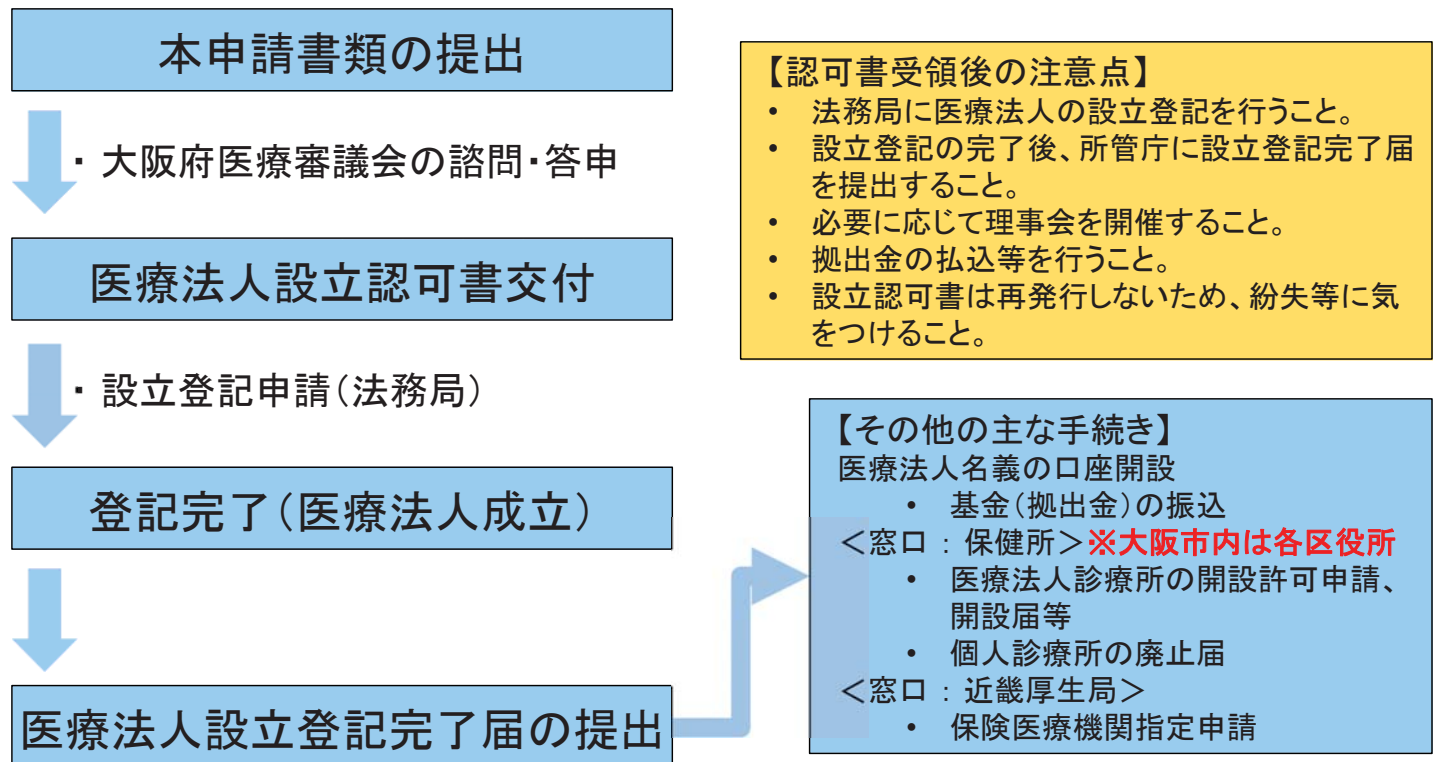
仮申請書類の補正 → 本申請書類提出連絡 → 本申請書類の提出準備
(申請書の押印等)

本申請書類の提出

28

4. 医療法人設立までの流れ

(手引きP3、4参照)



29

1. 医療法人制度について

2. 医療法人になると発生する義務・制約

3. 医療法人の設立に係る所管庁の指導方針(主なもの)

4. 医療法人設立までの流れ

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

6. 医療法人設立認可スケジュール

30

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

(様式作成例P3～12参照)

■ 定款(医療法人の運営ルールの基本)

- 所在地の表記は、保健所に届けている所在地を基本とすること。
- 選択可能な条文以外は、作成例の標準定款を用いて作成すること。
- 所管庁は、開設場所が大阪市のみの場合は、大阪市保健所長とし、それ以外は大阪府知事とすること。
- 会計年度は任意で設定が可能。
- 設立後の最初の役員の任期は、2年を超えない範囲で設定が可能。

31

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

(様式作成例P18～45参照)

■ 基金拠出 ①

- 運転資金以外の現物拠出(資産・負債)のうち基金拠出できるものは、手引きP8を参照。
- 現物拠出する物品については、減価償却計算書等の提出が必要。
- 負債の引継、リース資産の引継は、債権者の承諾書が必要。
(仮申請書類の提出は、押印前で可能。ただし、文言等については、事前に債権者と書面の内容を調整し、内諾を得たうえで仮申請すること。)

32

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

(様式作成例P18～45参照)

■ 基金拠出 ②

- 残高証明書の名義人は、個人名義の口座にすること。診療所の名称が入った診療所名義の口座は認めておりません。
- 残高証明書の発行日は、拠出者によって異なっても構わないが、基準日は、同一の日付になっていること。
- 「基金の割当の決定について」、「基金拠出契約書」は、拠出者毎に作成すること。

33

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

(様式作成例P46参照)

■ その他 ①

※ 申請書の作成に当たっては、大阪府又は大阪市保健所のホームページから、令和6年12月9日午前9時以降に必ず最新の様式をダウンロードして使用すること。

医療法人の開設する診療施設の概要(様式11)

- 個人診療所の開設届の届出面積と一致させること。
- 不動産契約書等と一致しない場合は、理由書を添付すること。

34

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

(様式作成例P49参照)

■ その他 ②

収支予算書(様式13-1)

- ・ 個人診療所のと時の実績をベースに作成すること。
- ・ 不動産や医療機器を借りる場合は、月々の経費を賃借料等に計上すること。
なお、賃借料等の内容説明欄には内容別に月々の金額を記載すること。
例：家賃@〇〇円、リース料@〇〇円
- ・ 職員給与及び役員報酬については、「職員給与等内訳表(様式13-2, 3, 4)」を用いて計算すること。
- ・ 割賦払や借入金の返済についても、必要な費用として計上すること。
※ 確認のために、個人診療所の時の確定申告書を参考に求めることもある。

35

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

(様式作成例P59～70参照)

■ その他 ③

診療所用不動産の賃貸借契約

- ・ 自動更新規定がなく契約期間が10年未満の場合、定期借家契約の場合は、申立書を添付すること。(参照:様式作成例P64、65)
- ・ 賃貸借契約書や覚書の文言等については、事前に貸主と書面の内容を調整し、内諾を得たうえで仮申請すること。

医療法人設立概要(様式20)

- ・ 作成上の注意事項(様式作成例P69)を参照の上、作成すること。

設立代表者の誓約書(様式21)

- ・ 内容を十分に確認したうえで、仮申請書類提出時に提出すること。

36

1. 医療法人制度について

2. 医療法人になると発生する義務・制約

3. 医療法人の設立に係る所管庁の指導方針(主なもの)

4. 医療法人設立までの流れ

5. 医療法人設立認可申請書作成時の注意点

6. 医療法人設立認可スケジュール

37

6. 医療法人設立認可スケジュール

(手引きP4参照)

スケジュール	令和6年度 2回目	備考
設立の事前登録・ 動画視聴	令和6年11月1日 ～12月20日	令和7年4月1日付けで本申請書類を提出するためには、説明動画の視聴が必須要件です。
仮申請書類〔医療法人 設立認可申請書(案)〕 の提出 ※締切厳守!	令和7年1月6日 ～ 1月17日	提出書類：仮申請書類一式（誓約書以外は押印不要） 提出方法：レターパック等記録が残る郵便のみ。持参による提出は不可。 ※1月17日当日消印有効（締切り後の提出は返送します）。 提出先：下記申請書類提出先を参照
仮申請書類の審査	仮申請書類受付後 ～3月中旬	必要に応じて書類の補正等にご対応頂きます。
本申請書類の提出	令和7年4月1日	担当者より別途ご案内します。
大阪府医療審議会への 諮問	令和7年5月中旬 ～下旬	
設立認可	令和7年7月上旬	
認可書交付説明会	令和7年7月上旬	設立認可書を交付するとともに、医療法人の運営と手続きについて説明します。なお、交付方法等については変更になる可能性があります。
法人診療所開設	令和7年9月1日	

問合せ及び
申請書類
提出先

- ◆ 大阪市以外に診療所を開設：大阪府保健医療企画課 医事グループ
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目1番22号〔TEL：06-6941-0351(内線：2599・4532) FAX：06-6944-7546〕
- ◆ 大阪市のみに診療所を開設：大阪市保健所 保健医療対策課 医療法人グループ
〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-1000号 あべのメディックス10F〔TEL：06-6647-0936 FAX：06-6647-0804〕

以上で説明は終わりです。
医療法人制度をご理解いただいた上で
スケジュールを遵守いただける方のみ
申請してください。

令和6年12月

大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課
大阪市保健所保健医療対策課